

第2弾

募集期間

7月14日(金)~10月31日(火)

※先着順とし予算がなくなり次第受付終了

令和5年度

# 安心快適住まいる 助成事業

## ◆要件◆

1 新築後1年以上経過している住宅(転入・転居可)

2 工事金額が10万円以上(消費税を除く)

山口市内施工業者と  
直接契約して行う工事

3

山口市に本社 又は 本店所在地を有する法人

山口市に住所を有する個人事業者

## ◆注意事項◆

今年度申請し、既に交付決定を受けた方・  
住宅(外部工事等含む)は対象外です。

申請書・工事完了届は下記へ

郵送で提出して下さい

※ご持参での受付はできませんのでご注意下さい。

その他の要件や申請方法、制度の  
詳細は、ウェブサイトまたは  
下記へお問い合わせください。

山口商工会議所 安心快適住まいる

検索

## 【郵送先 及び お問合せ先】

山口商工会議所

☎083-925-2300

〒753-0086 山口市中市町1-10

徳地商工会

☎0835-52-0026

〒747-0231 山口市徳地堀1817

山口県央商工会

阿知須支所 ☎0836-65-2129

〒754-1277 山口市阿知須4233-31

秋穂支所 ☎083-984-2738

〒754-1101 山口市秋穂東6570

阿東支所 ☎083-956-0032

〒759-1513 山口市阿東徳佐下25-1

## 【デジタル商品券に関するお問合せ先】

カスタマーセンター 開設期間 10月31日(火)まで

☎0120-979-625 平日10:00~17:00

## 【制度に関するお問合せ先】

山口市ふるさと産業振興課

☎083-934-2719

詳しい事業内容や対象工事は  
裏面をご覧ください住宅のリフォームに  
対する助成です市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や  
個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが  
市内施工業者を利用して行う、現に居住する家屋(市外や  
市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む)の住宅  
リフォーム工事費の一部について助成します。市内取扱店で使用できる  
「商品券」にてお渡しします対面での受取不要!  
1円単位で使用可能

## ◆助成額◆

紙商品券で  
受取の場合助成対象となる  
工事金額の  
(上限15万円)

10%

デジタル商品券  
で受取の場合助成対象となる  
工事金額の  
(上限20万円)

15%

◎ちよるPay

スマートフォン等で支払いが  
できる商品券で付与いたします。※デジタル商品券の会員登録及び  
受取りは申請者本人に限ります。

事業の流れ

START

1

下記のどちらかの方法で  
申請書入手

山口商工会議所  
「安心快適住まいる」  
ウェブサイトから  
ダウンロード

または

下記窓口にて受取

- 山口商工会議所
- 山口県央商工会
- 徳地商工会
- ふるさと産業振興課

2 申請書作成

3 申請書を郵送  
(7月14日から募集開始)

4 申請書の審査

5 決定通知書の送付  
(申請者様へご郵送)

6 工事着手〜工事完成

7 工事完了届を郵送  
(令和6年2月29日まで)

8 完成工事の審査

9 確定通知書の送付  
(申請者様へご郵送)

10 商品券の受取  
(有効期限:6か月間)

助成金をデジタル商品券で受け取る場合

- スマートフォン等でQRコードにアクセスし、デジタル商品券の会員登録をしてください。
- 登録後、スマートフォンのホーム画面に追加すると便利です。
- 山口商工会議所のホームページにて登録方法の説明動画もご覧頂けます。
- 確定通知日から2週間以内に助成金額が付与されます。

注意事項: デジタル商品券は、申請者本人以外が受取することは出来ません。  
必ず申請者本人の登録を行ってください。

ちよるPay



ちよるpay  
(山口市デジタル商品券  
共通プラットフォーム)に  
アクセスします。

工事開始が助成金交付決定通知後であり、工事金額が10万円以上(消費税を除く)で、次に掲げるすべての要件に該当するものが対象となります。

なお、交付決定日より前の工事着手は対象となりませんのでご注意ください。

- 申請は同一住宅(門、塀、柵、垣根及びスロープの改修、設置工事等を含む。)及び同一人について今年度1回限りです。第1弾(5月14日~5月22日受付分)で申請された工事内容と異なる場合や申請者が夫婦等で異なる場合でも、申請できませんのでご注意ください。
- 工事は、住宅の修繕、増築、その他の住宅の機能の維持や向上を図るために行う補修・改良工事
- 1年以上継続している事業所で本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者に依頼する工事であること。
- 築後1年以内の新築住宅でないこと。
- 山口市及び国・県等それに準ずる団体からの助成の対象工事が含まれていないこと。
- 申請書・工事完了届は郵送のみの受付となります。

1 外部工事

- 屋根・外壁・軒天の改修や塗装・コーキング
- 雨樋の取替・改修
- サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替
- 玄関フード・サンルームの増築
- 住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築
- 併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築
- スロープの改修や設置工事(※2)
- ウッドデッキ・パーゴラの設置、バルコニーの増築・改修

2 内部工事

- 床・壁・天井材等の改修(断熱性能を高める工事を含む)
- ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替
- ガラス・網戸の設置・交換
- カウンター・棚の設置・改修
- 間取り等の変更に伴う壁等の改修
- 床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置
- スイッチ・コンセント・配線等の電気工事

助成対象工事の例(※1)

3 設備工事

- 浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修
- システムキッチンの設置(※3)
- 給排水衛生設備工事(宅内に限る)
- ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置
- エコキュート等の高効率給湯システムの設置
- 換気扇・換気空清機ロスナイの設置
- 床下換気扇の設置
- 床暖房設備工事・ペレットストーブの設置

4 再生可能エネルギー設備導入に係る工事

- 太陽熱利用機器の設置

5 既存住宅の増改築工事

- 住宅の増改築

6 防犯対策関連工事

- 門・塀・柵・垣根の改修や設置工事(※4)



※1 助成対象者が主に居住する建物(母屋)に係る工事に限ります。この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。

※2 母屋に接し、段差を解消するものが対象となります。

※3 システムキッチンに組み込みの調理機器等(食器洗浄機を含む)の設置・取替も対象となります。

※4 住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。